

令和6年度市報きよせへの広告掲載業務に関する仕様書

1 広告掲載に関する仕様

(1) 概要

①所管：清瀬市経営政策部シティプロモーション課

②市報参考データ

1) 規格：タブロイド版・4色刷り・8ページ

2) 発行日：毎月1日・15日

3) 発行部数：令和6年4月15日号～令和7年4月1日号 各37,620部(案)

※世帯の増減により発行部数は増減する。

※令和5年度実績は36,700部。

4) 配布実績：市内全世帯、公共施設など

(2) 広告掲載内容

①広告の掲載位置

広告の掲載面は、毎月15日発行号(年間12回)の4面・5面最下段とし、4色刷り・4枠(年間合計48枠)とする。(広告掲載位置については、別紙参照)

②広告の規格

広告1枠の大きさは、天地52ミリメートル×左右125ミリメートルとし、情報形式はEPSまたはAIデータとする。

ただし、広告掲載者が希望する場合は、2枠を結合して広告を掲載することができる。その場合の広告の大きさは天地52ミリメートル×左右250ミリメートルとする。

なお、納品する際のEPSデータまたはAIデータの規格も、上記広告枠と同様とする。

(3) その他条件等

①広告掲載者の選定及び掲載内容については、「清瀬市有料広告掲載取扱要綱」及び「市報きよせ広告掲載取扱基準」に則ること。

②広告掲載にあたっては、掲載の2週間前までに「市報きよせ有料広告掲載申込書」を提出し、市長の承認を得ること。

③広告掲載内容等について疑義が生じた場合は、その都度、清瀬市経営政策部シティプロモーション課と協議すること。

④広告掲載内容については、契約事業者の責任とし、清瀬市は責任を負わない。

2 業務基準

契約書、仕様書に定めるもののほか、「清瀬市有料広告掲載取扱要綱」及び「市報きよせ広告掲載取扱基準」に基づいて行う。これらに定めのない事項等疑義が生じた場合は、市と協議の上、市の指示によりこれを行う。

3 掲載広告の市内事業者枠について

市内における産業の発展を推進するため、市報に掲載する市内事業者の広告枠を4枠中1枠以上とする。

4 広告原稿の納品

広告原稿については、内容等に関する承認を受け、完全版下（データ形式はEPSまたはAIデータ）で清瀬市経営政策部シティプロモーション課に納品する。

5 契約期間

契約を締結した日の翌日から令和7年3月31日まで

6 広告料金の納付

契約事業者は、市が発行する納入通知書により、令和6年6月30日までに広告料を納入するものとする。

7 広告作成の留意点

- (1) 行政広報紙に相応しくない、奇抜な色使いは避けること。
- (2) 広報紙面全体の雰囲気や、他の広告と比較して著しくバランスを欠く表現をなっている場合には、是正を求めることがある。